

法令等名	警備業法
根拠条項	第23条第4項
処分の概要	合格証明書の交付
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	警備業法 第3条第1号~第7号 (警備業の要件) 第22条第4項、第7項 (警備員指導教育責任者) 第23条第5項 (検定) 警備員等の検定等に関する規則 第14条 (合格証明書の交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	30日(うち経由期間25日)
申請先	住所地を管轄する警察署生活安全課防犯係 又は 申請者が属する営業所を管轄する警察署生活安全課防犯係
問い合わせ先	住所地を管轄する警察署生活安全課防犯係 又は 申請者が属する営業所を管轄する警察署生活安全課防犯係
備考	